

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月21日）【抜粋】

（序文）

○ 令和2年5月14日には、その時点での改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い、後述する緊急事態措置を実施すべき区域の判断にあたっての考え方（以下「区域判断にあたっての考え方」という。）を踏まえて総合的に判断し、同日、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県とする変更を行った。

○ その後、令和2年5月21日に改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い、「区域判断にあたっての考え方」を踏まえて総合的に判断し、同日、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県とする変更を行うこととする。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（案）
（令和2年5月22日）【抜粋】

2. 地域ごとの行動指針

○ 新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会を作るためには、感染リスクはゼロにならないということを受け入れつつ、感染レベルを可能な限り低減させながら学校教育活動を継続していくことが重要です。このような考えから、5月14日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言で示された地域区分を踏まえ、それぞれの地域区分を学校の生活圏に当てはめた場合の行動基準を下記のとおり作成しました。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動（自由意思の活動）
レベル3	できるだけ2 m 程度（最低1 m）	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2 m 程度（最低1 m）	リスクの低い活動 から徐々に実施	リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1 mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	十分な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施



「レベル3」・・・生活圏内の状況が、「特定警戒都道府県」に相当する感染状況である地域
（特措法第45条に基づき新規感染者数を抑え込む地域）

「レベル2」・・・生活圏内の状況が、
①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域
（必要に応じ、知事が特措法第24条9項に基づく協力要請を実施する地域）
②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」・・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの

※ 上記のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、自治体の衛生主管部局と相談の上、判断

府立学校

1 措置について

5月31日(日)まで臨時休業を継続し、6月1日(月)から段階的に教育活動を再開する。

- ・ただし、最終学年については、5月25日(月)から5月29日(金)の臨時休業期間中の登校日を「授業日」とすることができる(1教室あたりの人数は20人程度まで)。その際、感染への不安等により登校しない場合、欠席扱いとはしない。
- ・今後の府域の感染状況によっては、学校再開に向けた対応を変更することがある。

2 教育活動の段階的な再開

府立高校、府立中学校

① 6月1日(月)から12日(金) <スタートアップ期間>

- (1) 1教室あたりの人数を20人程度までとした分散・短縮授業を行う。
【例】 全学年とも毎日 午前：出席番号1～20 午後：出席番号21～40
- (2) 6月1日の週は3時間程度、6月8日の週は3～4時間程度の授業を実施する(最終学年を優先して授業時数を確保すること)。
- (3) 公共交通機関を利用する生徒が、混雑時を避けることができるよう、登下校時間を設定する。また、活動終了後は速やかに下校させる。
- (4) 学校行事、部活動は実施しない。

② 6月15日(月)以降 <本格再開>

- (1) 1教室40人程度の通常授業の実施。
- (2) 学校行事・部活動の実施可能。

※感染への不安等により登校しない場合、欠席扱いとはしない。

府立支援学校

① 6月1日(月)から、分散登校や短縮授業(3時間程度)を実施する。

② 本格再開は、障がい種別に応じて以下のとおりとする。

- ・視覚・聴覚・病弱支援学校及び職業学科を置く高等支援学校は、6月15日(月)からとする。
- ・知的・肢体不自由校は、重症化リスクが高い児童生徒へより慎重な対応を期す必要があるため、6月22日(月)からとする。

※感染への不安等により登校しない場合、欠席扱いとはしない。

市町村立学校

1 措置について

5月31日(日)まで臨時休業を継続し、6月1日(月)から段階的に教育活動を再開することを要請する。

- ただし、小学6年生、中学3年生については、5月25日(月)から5月29日(金)の臨時休業期間中の登校日を「授業日」とすることも可能とする(1教室あたりの人数は20人程度まで)。その際、感染への不安等により登校しない場合、欠席扱いとはしない。
- 今後の府域の感染状況によっては、学校再開に向けた対応を変更する場合がある。

2 教育活動の段階的な再開

① 6月1日(月)から12日(金) <スタートアップ期間>

- (1) 1教室あたりの人数を20人程度とした分散・短縮授業を行う。
- (2) 分散登校とするため、学年や学級ごとに登校する時間や曜日等を決める。
- (3) 最終学年等の授業時間の増加も可能。
- (4) 十分な配慮のうえ、給食の実施は可能。
- (5) 学校行事・部活動は実施しない。

例1) 午前・午後の分散・短縮授業(毎日の登校)

- 低学年と高学年に分ける、
学級を2つのグループに分ける など

例2) 1日おきの分散・短縮授業(二日に一度の登校)

- 学年を分ける(1・4・6年と2・3・5年など)
学級を2つのグループに分ける など

② 6月15日(月)以降 <本格再開>

- (1) 1教室あたりの人数を40人程度とした通常の時間割による授業の実施。
- (2) 学校行事・部活動の実施可能。
- (3) 十分な配慮のうえ、給食を実施。

※感染への不安等により登校しない場合、欠席扱いとはしない。

学校における教育活動の再開について (令和2年5月25日(月)からの対応)

	第1段階 5/25(月)~29(金)	第2段階 6/1(月)~5(金)	第3段階 6/8(月)~12(金)	第4段階 6/15(月)~
学校再開までの流れ	<p>「休校」継続 分散登校の実施 ・週2回程度 ・10~15人/教室</p> <p>※最終学年については、1学級20人程度による授業日の設定を可能とする。</p>	<p>「学校再開（分散+短縮）」</p> <p>1学級 20人程度 分散+短縮授業</p> <p>→</p> <p>1学級 20人程度 分散+短縮授業 時間増</p> <p>最終学年はより多くの授業時数を確保する</p>		<p>「学校再開（本格）」 通常授業の実施</p> <p>1学級 40人程度</p>
	考え方	<p>○最終学年への配慮として、「最終学年のみ授業日」を設定することは可とするが、登校しない児童生徒は、欠席扱いとしない。(※)</p>	<p>○学校再開スタートアップの位置づけ。 ○「身体的距離の確保」と「滞在時間の短縮」の組み合わせによる。 ○学校行事・部活動は実施しない。 ○登校しない児童生徒は、欠席扱いとしない。(※)</p>	<p>○学校本格再開（学校行事・部活動等実施可） ○ソーシャルディスタンス確保の観点も踏まえ、可能な場合は、35人以下や少人数指導などの授業展開を検討。 ○登校しない児童生徒は、欠席扱いとしない。(※)</p>

※ 合理的な理由があると校長が判断する場合には（中略）欠席とはしない場合もありうる（R2.5.13 文科省通知）

学校の本格再開に向けた感染防止対策の徹底

感染防止対策の徹底に係る日常の注意事項（府立学校、市町村立小中学校共通）

- 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（令和2年5月22日発出予定）や専門家のご意見を踏まえ、授業、部活動、昼食、登下校時等の注意事項に関するマニュアルを作成し、府立学校、市町村教育委員会等に通知する。

（例）

- ・ 児童生徒、教職員等は登校前に検温、健康観察を行う
- ・ 原則、自宅を出る時点から帰宅するまで、児童生徒、教職員等はマスクをつける
- ・ こまめな手洗いを徹底する
- ・ 教壇から児童生徒までの距離を開ける
- ・ 席配置の工夫、机や椅子等児童生徒が共通に触れる物の清拭等に留意する
- ・ 音楽など飛沫が飛ぶ可能性の高い内容や、体育における人と人が接触するような活動等は行わない
- ・ 発症が疑われる場合の対応をあらかじめ定めておく（急な発熱の場合、個室を用意するなど）
- ・ 給食実施の際は、机を向かい合わせにしない、会話を控える、配膳を少なくするための工夫を行う等の感染防止策を徹底する

児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合の対応

児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合

- ・ 当該学校を臨時休業とする。
- ・ 保健所の指示及び助言を踏まえ、学校における感染症拡大防止に必要な対策及び学校運営上の体制整備を行うために必要な期間及び範囲を臨時休業とする。
- ・ 市町村立学校については、府の考え方を示し、各市町村の判断により同様の対応を行うよう要請する。

【参考：個別の児童生徒等への対応】

■ 児童生徒等の感染が判明した場合

当該児童生徒等を、出席停止とする。（期間は治癒するまで。）

■ 児童生徒等に濃厚接触者※が確認された場合

当該児童生徒等を、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止とする。

※濃厚接触者とは、感染者が新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間に接触した者のうち、

- ・ 「感染者」と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「感染者」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する） など

（学校保健安全法）

第19条 校長は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

※児童生徒等の家族に濃厚接触者がいる場合

保健所等関係機関と相談したうえで個別に対応する。